

大会参加得点の考え方について

1. 大会参加の考え方

大会主催者が、開催都道府県の定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点で「本大会及びブロック大会に参加したもの」とみなす。

2. 参加得点の考え方

大会主催者は、参加申込書を受理し、参加者として確定した時点で、都道府県に対して参加得点を与える。

3. 参加得点の処理

(1) 参加得点の処理は、大会主催者である次の者が行う。

- 1) ブロック大会：ブロック大会開催都道府県体育協会
- 2) 本 大 会：公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）

(2) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目については、次のように取り進める。

- 1) ブロック大会開催都道府県体育協会は、ブロック大会への都道府県の参加状況について所定の様式に取りまとめの上、指定する期日（本大会参加申込締切 1 週間前）までに日本スポーツ協会へ提出する。

- 2) 日本スポーツ協会は、提出されたブロック大会への都道府県の参加状況を本大会開催都道府県及び中央競技団体に報告する。

- 3) 日本スポーツ協会及び中央競技団体は、ブロック大会への都道府県の参加状況を確認の上、参加得点を与える。

ただし、参加申込締切時において、ブロック大会を経て本大会の出場権を獲得しながら本大会に参加しなかった場合は参加得点を与えない。（開催基準要項細則第 5 項）

(3) 都道府県予選会を経て本大会に出場する種別・種目については、参加資格等を確認の上、参加者として確定した上で、日本スポーツ協会及び中央競技団体がその参加状況により参加得点を与える。

4. 競技会の棄権と参加得点等

大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合、当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

(1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より当該競技参加得点を減算する。

ただし、当該競技の種別・種目において獲得した競技得点は与える。

(2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により、当該都道府県において競技会参加に棄権が生じた場合、次の 1) 又は 2) の手続きにより、次回大会における参加得点を与える。

- 1) 各競技団体が定める選手交代（変更）手続き時までにおいて、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手交代（変更）手続き時において、交代する選手がなく、選手又はチームが棄権となった場合の手続きは、次のとおりとする。

- ①当該競技の監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、当該競技団体が定める所定の手続きを行う。
- ②当該競技団体は、提出された棄権に伴う「選手交代（変更）届」の写しを大会終了後 2 週間以内に、大会委員長へ提出する。
- ③大会委員長は、提出された競技会の棄権理由の妥当性について、国民体育大会委員会において審議の上、決定する。

2) 競技初戦において、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手の交代（変更）手続き等の終了後から競技初戦までの間において、選手又はチームが競技会に参加しなかった場合は次のとおりとする。

- ① 参加選手団は次の（ア）及び（イ）の手続きを速やかに行う。
 - (ア) 当該競技の監督は、所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、所定の「競技会棄権届」にその理由を明記し、当該競技者が出場しようとする競技の初戦翌日までに当該競技会責任者へ提出する。
 - (イ) 当該競技の監督より連絡を受けた当該都道府県の連絡責任者は、その内容を別に定める「競技会棄権届提出一覧」に取りまとめ、「競技会棄権届」の写しとともに大会終了後 2 週間以内に大会委員長へ提出する。
 - ② 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由について、国民体育大会委員会において審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (3) 上記（2）-1) あるいは-2) の手続きにおいて、当該都道府県の当該競技会参加者が皆無となった場合には、国民体育大会委員会において棄権理由を審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (4) 当該選手団は、上記（2）、（3）の国民体育大会委員会において審議された結果に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に上訴することができる。
- ただし、上訴に係る費用は当該選手団において負担するものとし、上訴期間は 2 週間以内とする。

5. その他

参加資格に係る違反及びアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る参加得点の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(84 頁)によるものとする。

附則

この考え方は、平成 18 年 4 月 12 日に制定し、第 61 回本大会から適用する。

この考え方は、平成 20 年 4 月 25 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

この考え方は、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から適用する。